

工事請負契約に係る契約保証の取扱い要領

平成9年4月1日施行

令和6年10月1日施行

第1 契約保証について

1 契約保証金について

工事請負契約における契約保証については、金銭的保証を原則とし、別表に掲げる保証の中から請負者に請負代金額の10分の1以上の金額の保証を求め、別表に掲げる書類の提出をもって契約することとなる。

2 契約保証を要しない場合について

契約金額が500万円未満であり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合で、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証は要しないものとする。

3 金融機関等の意義について

金融機関等とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合その他貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。ただし、上記の一部機関では、この要領施行の時点で、契約保証事務について取扱はないものがあることに注意すること。

4 請負代金額増額変更の場合について

軽微な設計変更で工期末に行われるものを除き、請負代金額の増額変更を行う場合には、契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合は契約保証金額又は契約保証金額及び保証金額、公共工事履行保証証券の場合は保証金額、履行保証保険の場合は保険金額）が変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。

5 請負代金額減額変更の場合について

軽微な設計変更で工期末に行われるものを除き、請負代金額の減額変更を行う場合に

は、請負者から契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合は契約保証金額又は契約保証金額及び保証金額、公共工事履行保証証券の場合は保証金額）が変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で、請負者の欲する金額まで減額変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないこととなっているので、減額変更は行わないものとする。

6 工期延長の場合について

工期延長を行う場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完成するまで存することとなっているので、変更手続きは行わないものとする。

7 工期短縮の場合について

工期の短縮を行う場合で、請負者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合は、保険期間の短縮は行われないこととなっているので、変更手続きは行わないものとする。

8 履行遅延の場合について

履行遅延が生じた場合において、野々市市建設工事標準請負契約約款（平成9年野々市町告示第15号。以下「契約約款」という。）第47条の2第1項第1号の規定により損害金を徴収して工期経過後相当の期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完成するまで存することとなっているので、変更手続きは行わないものとする。

9 請負者の債務不履行による解除の場合について

契約約款第43条各号又は第43条の2各号の一に該当するときは、速やかに工事請負契約を解除するものとする。

ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、契約約款第47条の2第1項第1号の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

10 役務的保証を求める場合について

供用開始時期の関係等から、請負者が債務不履行に陥った場合に残工事の発注を行うことが困難なことが想定される場合は、役務的保証を求めるとし、付保割合（保証金額の契約金額に対する割合）を10分の3とした公共工事履行保証証券を求めるととする。

この場合は、事前協議のうえ、入札公告等において入札参加者にその旨周知すること。

別表 契約保証の種類

保証の種類	提出書類	備 考
契約保証金の納付	保証金領収証書兼保管証書	契約保証金額に相当する金額を保証金納付書により市指定金融機関に納付し、当該金融機関から交付を受けたもの。
契約保証金に代わる担保としての国債等の提供	保証金（担保）保管証書	契約保証金額に相当する金額の国債等を保証金（担保）納付書により担当課に提出し、交付を受けたもの。
銀行等又は保証事業会社の保証	保証書	銀行等又は保証事業会社が交付する金融機関等の保証書 保証事業会社が交付する保証書については、保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって保証事業会社が定め、市長が認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。 この場合において、請負者は当該保証書を提出したものとみなす。
公共工事履行保証証券による保証	保証証券	保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券
履行保証保険契約の締結	保険証書	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る保険証券（定額てん補特約付き）

第2 契約保証金について

1 工事請負契約締結時の取扱

担当課は、保証金納付書（別記様式第 5 号）を落札者に交付し、落札者はこれにより指定金融機関等に振り込み、保証金領収証書兼保管証書（別記様式第 5 号）の交付を受ける。

落札者から工事請負契約書案の提出とともに領収証書兼保管証書の提示を受けたときは、当該領収証書兼保管証書に記載の金額が契約保証金の金額以上であることを確認の上、請負契約を締結するものとする。

担当課は、領収証書兼保管証書の写しをとり、原本は請負者に返却し、写しを工事請負契約書と一緒に綴り保管する。（後日、収入済通知書が回付された時点で写しと差し替えること。）

2 工事完成時の取扱い

担当課は、請負者から契約保証金の請求書と領収証書兼保管証書の提出を求め、歳入歳出外現金支出命令書に添付のうえ、会計課へ回付する。

会計管理者は、工事検査調書とともに上記支出命令書及び請負代金額の支払請求書の提出を受けたときは、契約保証金を払渡す（口座振込）ものとする。

3 請負代金額増額変更時の取扱い

契約保証金の金額の増額変更を行う場合は、請負者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに、契約保証金の増額分に相当する金額の領収証書兼保管証書の提示を求めるものとする。

請負者から工事請負変更契約書案の提出とともに領収証書兼保管証書の提出を受けたときは、当該領収証書兼保管証書に記載の金額が契約保証金の増額分に相当する金額であることを確認の上、変更契約を締結するものとする。

担当課は、領収証書兼保管証書の写しをとり、原本は請負者に返却し、写しを工事請負変更契約書と一緒に綴り保管する。

4 請負代金額減額変更時の取扱い

契約保証金の金額の減額変更を行う場合は、担当課は、請負者から契約保証金の請求書と領収証書兼保管証書の提出を求め、上記 2 の要領に基づき一旦払い出しすること。

その後、新たに請負者から変更後の請負代金の 10 分の 1 以上に保たれる範囲で上記 1 の要領に基づき納付を受け、新たな領収証書兼保管証書を確認の上、変更契約を締結するものとする。

5 工期延長、工期短縮、履行遅延時の取扱い

領収証書兼保管証書に保管期間の記載がなく、変更手続きは不要。

6 請負者の債務不履行による契約解除時の取扱い

契約約款第 47 条の 2 第 2 項に規定する違約金を徴収する場合は、同条第 6 項の規定により、収納手続きをとること。

ただし、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

第 3 契約保証金に代わる担保としての国債等について

1 工事請負契約締結時の取扱い

落札者は、担保を保証金（担保）納付書（別記様式第 6 号）により、担当課に提出し、保証金（担保）保管証書（別記様式第 7 号）の交付を受ける。

落札者から工事請負契約書案の提出とともに保証金（担保）保管証書の提示を受けたときは、当該保証金（担保）保管証書に記載の金額が契約保証金の金額以上であることを確認の上、請負契約を締結するものとする。

なお、国債等の有価証券の担保価値は額面金額の 8 割相当額であることに注意すること。

担当課は、保証金（担保）保管証書の写しをとり、原本は請負者に返却し、写しを工事請負契約書と一緒に綴り保管する。

2 工事完成時の取扱い

担当課は、請負者から保管証書等払渡請求書（別記様式第 4 号）を受取り、工事検査調書、請負代金額請求書とともに会計課へ回付する。

会計管理者は、工事検査調書とともに請負代金額の支払請求書の提出を受けたときは、保証金（担保）保管証書を回収の上、払渡すものとする。

3 請負代金額増額変更時の取扱い

契約保証金の金額の増額変更を行う場合は、請負者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに、契約保証金の増額分に相当する金額の保証金（担保）保管証書の提示を求めるものとする。

請負者から工事請負変更契約書案の提出とともに保証金（担保）保管証書の提示を受けたときは、当該保証金（担保）保管証書に記載の金額が契約保証金の増額分に相当する金額であることを確認の上、変更契約を締結するものとする。

担当課は、保証金（担保）保管証書の写しをとり、原本は請負者に返却し、写しを工事請負変更契約書と一緒に綴り保管する。

4 請負代金額減額変更時の取扱い

契約保証金の金額の減額変更を行う場合は、請負者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに、保管証書等払渡請求書（別記様式第4号）の提出を求め、上記2の要領に基づき一旦払渡しすること。

上記の確認後、請負者から変更後の請負代金の10分の1以上に保たれる範囲で上記1の要領に基づき受入し、新たな保証金（担保）保管証書を確認の上、変更契約を締結するものとする。

5 工期延長、工期短縮、履行遅延時の取扱い

保証金（担保）保管証書に保管期間の記載がなく、変更手続きは不要。

6 請負者の債務不履行による契約解除時の取扱い

契約約款第47条の2第2項に規定する違約金を徴収する場合は、同条第6項の規定により、収納手続きをとること。

ただし、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負者から超過額を徴収するものとする。

第4 金融機関等の保証について

1 工事請負契約締結時の取扱い

落札者から、工事請負契約書案の提出とともに、工事請負契約についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、請負契約を締結するものとする。

ア 名宛人が野々市市であること。

イ 保証人が金融機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ウ 保証委託者が落札者であること。

エ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。

オ 保証債務の内容が工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

カ 保証に係る工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

キ 保証金額が契約保証金額以上であること。

ク 保証期間が工期を含むものであること。

ケ 保証債務履行請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

担当課は、保証書（電磁的方法による提出の場合は、その出力書面もしくは電磁的記録）を工事請負契約書と一緒に綴り、又は保管する。

2 工事完成時の取扱い

担当課は、工事目的物の引き渡しを受けたときは、銀行等の保証にあっては保証書の写しをとり、原本は請負者を通じて銀行等に返還するものとし、保証事業会社の保証書（電磁的方法による提出の場合は、その出力書面もしくは電磁的記録）は、工事請負契約書とともに綴り、又は保管する。

銀行等の保証書を交付するときは、請負者から保証書の受領書（別記様式第2号）を提出させ、受領書と保証書の写しを工事請負契約書とともに綴り保管する。

3 請負代金額増額変更時の取扱い

契約保証金の金額の増額変更を行う場合は、請負者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに、契約保証金の増額分以上に保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書又は変更保証書（以下「保証内容変更契約書等」という。）の提出を求めるものとする。

請負者から工事請負変更契約書案の提出とともに保証内容変更契約書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、変更契約を締結するものとする。

ア 名宛人が野々市市であること。

イ 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法による提出の場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ウ 保証金額を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金額以上であること。

担当課は、保証内容変更契約書等（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）を工事請負変更契約書と一緒に綴り、又は保管する。

4 請負代金額減額変更時の取扱い

工事請負変更契約後に保証契約内容変更承認書（別記様式第3号）を交付し、保証金額を変更後の契約保証金額以上に保つ範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書等の提出を求めるものとする。

請負者から工事請負変更契約書案の提出とともに、保証内容変更契約書等の提出を受けたときは、上記3に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認し、担当課は、保証内容変更契約書等（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）を工事請負変更契約書と一緒に綴り、又は保管する。

5 工期延長時の取扱い

工事請負変更契約書案の提出とともに、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書等の提出を求めるものとする。

ただし、保証事業会社の保証にあつては、請負者が保証事業会社に保証期間変更の通知を行うことにより保証期間が変更され、変更保証証書の提出は必要ないので、変更保証証書は不要である。

請負者から工事請負変更契約書案の提出とともに保証内容変更契約書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、変更契約を締結するものとする。

- ア 名宛人が野々市市であること。
 - イ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印があること。
 - ウ 保証に係る工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - エ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - オ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
 - カ 保証債務履行請求の有効期間が保証期間経過後6ヵ月以上確保されていること。
- 担当課は、保証内容変更契約書等を工事請負変更契約書と一緒に保管する。

6 工期短縮時の取扱い

工事請負変更契約後、保証契約内容変更承認書（別記様式第3号）を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書等の提出を求めるものとする。

ただし、保証事業会社の保証にあつては、上記5の取扱いと同様、変更保証証書は不要である。

請負者から保証内容変更契約書等の提出を受けたときは、上記5に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認し、担当課は、保証内容変更契約書等を工事請負変更契約書と一緒に保管する。

7 履行遅延時の取扱い

保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負者に対して、当初の保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書等の提出を求めるものとする。

ただし、保証事業会社の保証にあつては、上記5の取扱いと同様、変更保証証書は不要である。

請負者から保証内容変更契約書等の提出を受けたときは、上記5に掲げるものの他、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、変更契約を締結するものとする。

- ア 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日を含むものであること。

担当課は、保証内容変更契約書等を工事請負変更契約書と一緒に保管する。

8 請負者の債務不履行による契約解除時の取扱い

契約約款第 43 条又は第 43 条の 2 の規定に基づき、契約を解除した場合は、違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金（保険金）請求書（別記様式第 1 号）、納入通知書及び解除通知の写しを金融機関等に提出し、収納手続きをとること。

契約約款第 47 条の 2 第 2 項に規定する違約金の金額が、保証金額を超過している場合は、別途請負者から超過額を徴収するものとする。

第5 公共工事履行保証証券について

1 工事請負契約締結時の取扱い

落札者から、工事請負契約書案の提出とともに、工事請負契約についての公共工事履行保証証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、請負契約を締結するものとする。

ア 債権者が野々市市であること。

イ 保証人の記名押印があること。

ウ 債務者が落札者であること。

エ 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。

オ 主契約の内容として工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

カ 保証期間が工期を含むものであること。

キ 保証金額が請負代金額の 10 分の 1 以上であること。

担当課は、保証証券を工事請負契約書と一緒に綴り保管する。

2 工事完成時の取扱い

担当課は、工事目的物の引き渡しを受けたときは、公共工事履行保証証券に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）は、工事請負契約書ともに保管しておく。

3 請負代金額増額変更時の取扱い

保証金額の増額変更を行う場合は、請負者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに、保証金額を変更後の請負代金の 10 分の 1 以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

請負者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがな

いか確認の上、変更契約を締結するものとする。

- ア 債権者が野々市市であること。
- イ 保証人の記名押印があること。
- ウ 債務者が請負者であること。
- エ 異動を承認する旨の記載があること。
- オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券番号と同一であること。
- カ 増額後の保証金額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上であること。
- キ 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

担当課は、工事請負契約の変更後、異動承認書を工事請負変更契約書と一緒に綴り保管する。

4 請負代金額減額変更時の取扱い

工事請負変更契約後に保証契約内容変更承認書（別記様式第 3 号）を交付し、保証金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

担当課は、請負者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認し、異動承認書を工事請負変更契約書と一緒に綴り保管する。

- ア 債権者が野々市市であること。
- イ 保証人の記名押印があること。
- ウ 債務者が請負者であること。
- エ 異動を承認する旨の記載があること。
- オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券番号と同一であること。
- カ 減額後の保証金額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上であること。

5 工期延長時の取扱い

工事請負変更契約書案の提出とともに、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

請負者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、変更契約を締結するものとする。

- ア 債権者が野々市市であること。
- イ 保証人の記名押印があること。
- ウ 債務者が請負者であること。
- エ 異動を承認する旨の記載があること。
- オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- カ 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

担当課は、異動承認書を工事請負変更契約書と一緒に綴り保管する。

6 工期短縮時の取扱い

工事請負変更契約後、保証契約内容変更承認書（別記様式第3号）を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

担当課は、請負者から異動承認書の提出を受けたときは、上記5に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認し、異動承認書を工事請負変更契約書と一緒に綴り保管する。

7 履行遅延時の取扱い

保証期間の延長変更を行おうとするときは、請負者に対して、当初の保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

請負者から異動承認書の提出を受けたときは、上記5に掲げるものの他、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、変更契約を締結するものとする。

ア 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

担当課は、異動承認書を工事請負変更契約書と一緒に綴り保管する。

8 請負者の債務不履行による契約解除時の取扱い

契約約款第43条又は第43条の2の規定に基づき、契約を解除した場合は、違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金（保険金）請求書（別記様式第1号）、納入通知書、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社に提出し、収納手続きをとること。

契約約款第47条の2第2項に規定する違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途請負者から超過額を徴収するものとする。

第6 履行保証保険について

1 工事請負契約締結時の取扱い

落札者から、工事請負契約書案の提出とともに、工事請負契約についての履行保証保険に係る証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、請負契約を締結するものとする。

ア 被保険者が野々市市であること。

イ 保険会社の記名押印があること。

ウ 保険契約者が落札者であること。

エ 履行保証保険の普通保険約款及び定額をてん補する旨、その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

オ 契約の内容として工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

カ 保険期間が工期を含むものであること。

キ 保険金額が請負代金額の 10 分の 1 以上であること。

担当課は、保険証券を工事請負契約書と一緒に綴り保管する。

2 工事完成時の取扱い

担当課は、工事目的物の引き渡しを受けたときは、履行保証保険に係る保険証券を工事請負契約書とともに保管しておく。

3 請負代金額増額変更時の取扱い

保険金額の増額変更を行う場合は、請負者に対して工事請負変更契約書案の提出とともに、保険金額を変更後の請負代金の 10 分の 1 以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

請負者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認の上、変更契約を締結するものとする。

ア 保険会社の記名押印があること。

イ 保険契約者が請負者であること。

ウ 異動を承認する旨の記載があること。

エ 証券番号が履行保証保険に係る証券番号と同一であること。

オ 増額後の保険金額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上であること。

カ 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

担当課は、工事請負契約の変更後、異動承認書を工事請負変更契約書と一緒に綴り保管する。

4 請負代金額減額変更時の取扱い

履行保証保険においては、保険金額の減額は行われないこととなっており、変更手続きは行わないものとする。

5 工期延長時の取扱い

履行保証保険においては、保険期間は、工事が完成するまでとなっており、変更手続きは行わないものとする。

6 工期短縮時の取扱い

履行保証保険においては、保険期間の短縮は行われないこととなっており、変更手続きは行わないものとする。

7 履行遅延時の取扱い

履行保証保険においては、保険期間は、工事が完成するまでとなっており、変更手続きは行わないものとする。

8 請負者の債務不履行による契約解除時の取扱い

契約約款第 43 条又は第 43 条の 2 の規定に基づき、契約を解除した場合は、違約金の金額（ただし、保険金額が違約金の金額未満の場合は保険金額）を記載した保証金（保険金）請求書（別記様式第 1 号）、納入通知書、解除通知の写し及び履行保証保険に係る証券を保険会社に提出し、収納手続きをとること。

契約約款第 47 条の 2 第 2 項に規定する違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途請負者から超過額を徴収するものとする。

契約の保証に関する特則

第 1 条 請負者（以下「乙」という。）は、野々市市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第 4 条の規定にかかわらず、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の 10 分の 3 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により請負者が付す保証は、約款第 47 条の 2 第 3 項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の 10 分の 3 に達するまで、市（以下「甲」という。）は、保証金額の増額を請求することができ、乙は、保証金額の減額を請求することができる。

第 2 条 前条第 1 項の規定により、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が約款第 43 条各号又は第 43 条の 2 各号の一に該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 乙は、前項の規定により保証人が選定し甲が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から甲に対して、この契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（1）請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支

払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務 (乙が施行した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務 (約款第 28 条の規定により乙が施行した工事に関して生じた第三者への損害賠償義務を除く。)

3 甲は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第 1 項の規定による甲の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用 (当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。) の負担に係る債務は、当該保証金の額を限度として、消滅する。